

総務課

☎086-33330

▼平成23年(2011年)版県民手帳・農業日誌・ファミリー日誌・新農家暦の予約について

平成23年の県民手帳・農業日誌・ファミリー日誌・新農家暦の予約を受け付けています。

平成23年版 県民手帳

【ポケット版】・販売価格 600円(消費税込)
【デスク版】・販売価格 1,100円(消費税込)

平成23年(2011年)版農業日誌・ファミリー日誌・新農家暦

【農業日誌】・販売価格 1,250円(消費税込)
【ファミリー日誌】・販売価格 1,250円(消費税込)
【新農家暦】・販売価格 360円(消費税込)

●申し込み先 総務課または各支所町民課

●申し込み締切 12月3日(金)

※お渡しは、12月13日(月)以降に、申し込み先にて代金と引き換えになります。

財政課

☎086-33320

▼平成23・24年度 物品・施設業務等競争入札見積参加資格審査申請当初受付のお知らせ

平成23・24年度に町が発注する物品購入・貸借・施設管理業務等の競争入札(見積を含む)に参加するには事前に登録が必要です。町と取引を希望される業者の方は、次の期間内に申請を行ってください。

○受付期間 平成22年12月13日(月)から平成23年1月14日(金)まで

○受付場所 財政課及び各支所町民課

詳しくは、町ホームページに掲載しています。

まちづくり推進課 ☎086-33322

▼瀬戸内海の道構想策実証事業が開催されます

宮城県の気仙沼湾で牡蠣の養殖をされている岡山重篤さんを迎え、環境をテーマにした講演会と実践活動として、広葉落葉樹の植林活動を行います。2日間とも参加費・入場料は無料です。多数ご参加ください。

広葉落葉樹の植林

当日は、町立二幸小学校・神石中学校の生徒や保護者らと約1,000本のクリやブナを植林します。

日時 12月3日(金)

午後2時～3時30分

植林地 ながの村

講演会

岡山さんは、「森は海の恋人」のキヤッチフレーズのもと各地で森と海のつながりについて講演・上流の森での植樹活動を展開されています。農村漁村が抱える問題、特に環境問題についてみなさんと共有しましょう。

日時 12月4日(土)

午前10時30分～11時50分

会場 ふれあいセンターながの村

テーマ 「山は海のともだち」

講師 岡山 重篤氏

主催 ながの村自治振興会

☎086・0215

住民課 ☎086-33334

▼11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構では、皆さんに公的年金を身近に感じていただき、年金制度に対する理解を深めていただくよう11月を「ねんきん月間」として、各種の広報・啓発活動を展開しています。

国民年金は公的年金の基本になる年金制度です。生涯にわたって受け取ることができる公的年金は、老後の生活に欠かせないものになります。

また国民年金には、将来給付を受けられる老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金の制度もあります。

これらの年金を受給するためにも、保険料は納付期限までに納めましょう。納付期限から二年間を経過すると、保険料を納めることができなくなります。便利で確実な口座振替をご利用ください。

なお保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予制度や学生納付特例制度がありますのでご相談ください。

●お問い合わせ先

・備後府中年金事務所 国民年金課 ☎0847・41・7421

・住民課または各支所町民課

福祉課

☎086-33355

▼手続きは済ませましたか？

父子家庭の皆さんにも児童扶養手当が支給されます！

平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。児童扶養手当を受給するためには申請(認定請求)が必要ですので、支給要件に該当している方は11月30日(火)までに忘れずに申請してください。

◆支給要件は？

次のいずれかに該当する子どもについて、父(母)がその子どもを監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母(父)が死亡した子ども
- ③ 母(父)が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④ 母(父)の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他(母(父)が1年以上遺棄している子ども、母(父)が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐



胎した子どもなど)
※支給対象となる子どもは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども(障害を有する場合は20歳未満)です。

◆父子家庭の方が受給するためには？
児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。

○11月30日までに申請いただくと、特例的に平成22年8月分(または支給要件に該当した日の翌月分)から支給されます。

○11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、11月30日(火)までに手続きをしてください。

詳しくは福祉課または各支所町民課へお問い合わせください。

産業課

☎086-33337

▼「戸別所得補償モデル対策」に加入された方へ

始まりです!! 交付金の支払手続き

支払手続き

・農政事務所から必要事項が印字された交付申請書が各加入農家に送付されます。(11月頃)

・関係書類が届いたら、内容を確認・捺印の上、速やかに地域水田協議会(農協、産業課)へ提出してください。



支払時期

米のモデル事業 標準的な生産費と販売価格の差額を補償する事業(若盤対策)です。

・定額部分(15,000円/10a)については、12月から2月の間に支払いを行う予定です。

・仮に米価が下がっても、追加の支払い(変動部分)があります。その交付単価は、23年1月までの相対取引価格で決定し、23年3月中に支払いを行う予定です。

水田の利活用事業

・定額部分と同時に12月から2月の間に支払いを行う予定です。

交付金の早期支払いのために、加入農家の方のご協力をお願いします。

詳しくは、広島農政事務所、地域水田協議会(農協、産業課)へご相談ください。

●お問い合わせ先

農林水産省中国四国農政局 広島農政事務所 地域第二課(福山市) ☎084・955・1951